

議案第18号

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市市税条例等の一部を改正する条例

(三田市市税条例の一部改正)

第1条 三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(三田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年三田市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中三田市市税条例第80条第3項の改正規定中「「第443条第1項」を「第445条第1項」に、」を削り、同条例第87条第1項の改正規定中「、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に」を削り、同条第2項及び第3項の改正規定を削り、同条例第91条の改正規定中「「第443条」を「第445条」に、」を削り、同条例付則第16条第1項の改正規定中「「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、」を削り、同条第3項の改正規定中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」及び「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」を削り、「ガソリン軽自動車」を「軽自動車」に改め、同条第4項の改正規定中「3輪以上の軽自動車」及び「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」を削る。

付則第1条第2号中「第3条」の次に「並びに付則第3条」を加える。

付則に次の1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。